

大分県報

令和元年
第五八号
十一月二十二日

（金曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
耕地整理組合長臨時代理者の指定……………	一
地籍調査の成果の認証……………	二
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立……………	二
制限区域の設定……………	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	三
公 告……………	三
契約者等の公示……………	三
土地改良区清算人の退任……………	四

○告示

大分県告示第二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Diplaza
大分市大字勢家千百三十七番地 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

大分交通株式会社

代表取締役 杉原正晴

大分市大字勢家字芦崎千百三番三

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役社長 大原孝治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

外二者

変更後 株式会社ドン・キホーテ

代表取締役社長 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

外二者

4 変更の年月日

令和元年九月二十五日

二 届出年月日

令和元年十月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月二十二日から令和二年三月二十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示二百九十六号

令和元年十一月二十二日

大分県報（告示）

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、細耕地整理組合の組合長臨時代理者として次の者を指定した。

令和元年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

氏名 住所

伊東 龍一 大分市大字細一一九番地

大分県告示第二百九十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和元年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大分市	平二九・四・三から平三一・三・一三まで	大分市新川町一丁目地籍図及び地籍簿	大分市新川町一丁目	令元・一一・六
別府市	平二八・六・二から平三〇・一一・一二まで	別府市大字鶴見の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字鶴見の一部	令元・一一・六
竹田市	平二六・一一・二〇から平二九・七・二六まで	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部	令元・一一・六
竹田市	平二六・一一・二〇から平二九・七・二六まで	竹田市荻町恵良原及び西福寺の各一部地籍図及び地籍簿	竹田市荻町恵良原及び西福寺の各一部	令元・一一・六
杵築市	平二九・二・七から平三一・二・二	杵築市大字大内の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字大内の一部	令元・一一・六

杵築市	平二九・二・七から平三一・三・八まで	杵築市大字奈多の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字奈多の一部	令元・一一・六
杵築市	平二九・七・二〇から平三一・三・八まで	杵築市大字奈多の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字奈多の一部	令元・一一・六
杵築市	平二九・二・七から平三一・三・八まで	杵築市山香町大字日指の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市山香町大字日指の一部	令元・一一・六
豊後大野市	平二九・六・二九から平三一・三・一二まで	豊後大野市朝地町大字綿田の一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市朝地町大字綿田の一部	令元・一一・六
豊後大野市	平二九・四・一から平三〇・一〇・二三まで	豊後大野市千歳町下山の一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市千歳町下山の一部	令元・一一・六

大分県告示第二百九十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称
武蔵第一加入区
- 二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧武蔵町漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちこち網漁業

大分県告示第二百九十九号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一

号)第二十九条及び第三十七条の規定に基づき、次のように重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために制限区域を設定する。
 なお、制限区域の位置を示した図面は、大分県土木建築部港湾課及び中津土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和元年十一月二十二日

一 制限区域を設定する年月日
 令和元年十一月二十二日
 二 重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために制限区域を設定する港
 中津港

大分県告示第三百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。
 令和元年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称	西2	市町村	九重町	大字	後野上	字	乙	所在地	二二三番の一部(標柱一号から四号までを順次結んだ線の西側の部分)、二二四番から二二七番まで、二二八番の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)、二四一番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の北側の部分)、二四四番、二四七番一から二四七番三まで、二四八番から二五一番まで、二五二番一、二五二番三、二五二番四、二五三番、二五四番一、二五四番二、二五六番一、二五六番二、二五八番、二六五番の一部(標柱九号、六号及び七号を結んだ線の東側の部分)、二七二番一、二七三番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)、二七四番、二七九番一の一部(標柱八号、九号及び六号を結んだ線の東側の部分)及び二八〇番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)
日足	宇佐市	日足	岡田	一一五六番の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ					

芝原	高松	線(東側の部分)、一一五七番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、一一五八番の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の東側の部分)、一一五九番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、一一六〇番の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分)、一一六一番から一一六四番まで、一一六五番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)及び一一六六番の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の西側の部分)
芝原	高松	一一六九番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)、一一七〇番から一一七三番まで、一一七四番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)、一一七五番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)、一一七六番、一一七七番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分)、一一七八番の一部(標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分)、一一七九番一、一一七九番二、一一八〇番、一一八一番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分)、一一八二番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)及び一一八〇番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)
芝原	高松	一二〇三番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一二〇四番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)及び一二〇四番二

○公 告

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

次のおり契約者等について公示する。
 令和元年十一月二十二日

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - 二 大分県行政文書管理システムソフトウェア一式
 - 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 大分県商工観光労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号
三 随意契約の相手方を決定した日
令和元年九月三十日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
ケープレックス・リンク 代表取締役 及 川 一 成

五 随意契約に係る契約金額
東京都新宿区内藤町一―十一 内藤町ビルディング七F

六 契約の相手方を決定した手続
三千百三十二万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人上野土地改良区（豊後高田市）から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和元年十一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

氏 名	住 所
河野 俊一	豊後高田市田染真中一三二六番地
藤本 弘治	〃 田染真木一六二七番地四
石垣 納康	〃 田染上野五四七番地
瀬口 庄司	〃 田染上野二七五番地
田邊 秀春	〃 田染上野七六六番地
岩田 好美	〃 田染相原九三八番地一
安藤 浩之	〃 田染上野五七七番地一